

渡部純三局長	<p>定刻になりましたので、ただいまから、第 221 回松山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>皆様、御起立をお願いいたします。礼。御着席ください。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、寺井克之松山市農業委員会会長より御挨拶を申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>第 221 回 松山市農業委員会総会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、野志市長におかれましては、公務多忙にも関わりませず御出席を賜り、心よりお礼申し上げます。</p> <p>さて、農業・農村を取り巻く情勢は、少子高齢化や人口減少に伴う地域農業の担い手となる人材の不足をはじめ、遊休農地の増加など数多くの課題を抱えております。</p> <p>また、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行により消費者の生活様式が一変するなど、特に外食消費の減少は顕著で、農業分野では、農産物の取引先及び出荷量の減少などの影響が出ており、農業経営は、さらに厳しさを増しております。</p> <p>そのような中、先日、国会において審議されておりました「農地関連法」が成立したことから農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法などが一部改正されることとなり、農業委員会業務においては、大きな制度改正となっております。</p> <p>また、「農地等の利用の最適化の推進に係る活動」については、先般、新たなガイドラインが示され、農業委員、農地利用最適化推進委員の取り組みについて一人一人の活動に重点が置かれるものとなっており、地域に根ざす可視化された農業委員会の取り組みが期待されています。</p> <p>そこで、松山市農業委員会といたしましても制度改正に対し迅速に対応することで、農地法に基づく許認可業務や農業委員会法で定められた所掌事務を適正に処理することに加え、農地利用の最適化の推進にあたっては、これまで以上に農地中間管理機構などの関係機関との連携を密にし、農業者などの意向把握や地域での話し合いに積極的に取り組むとともに、農地の確保と有効利用を図り、担い手の育成・確保に寄与するなど、将来に引き継いで行くため、農業者の利益代表機関として、一層力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、何卒、皆様方の御協力をお願いする次第でございます。</p> <p>終わりにになりましたが、本日御参集の皆様の御健康と御多幸を御祈念申し上げ、</p>

渡部純三局長	<p>御挨拶とさせていただきます。</p> <p>今日は、よろしくお願いたします。</p> <p>次に、松山市長野志克仁様より御祝辞をいただきたいと存じます。</p>
野志克仁市長	<p>221回松山市農業委員会総会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃から松山市の農政をはじめ、市政全般にわたり特別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、我が国の農業は、農業従事者の高齢化や減少、耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害の拡大など、多くの課題に直面しています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、農畜産物の流通や消費が減少するなど、農業を取り巻く環境は今、大きく変化しています。</p> <p>そうした中、我が国の食料を安定供給するためには、国内農業を守り、自立し得る持続可能な農業構造の実現が最優先課題となっています。</p> <p>松山市でも、農林水産の振興を目指し、「まつやま農林水産物ブランド」の品目の追加に取り組み、ブランド力を高め、グニーユカリなどの産地を松山圏域に拡大するほか、アボカドのハウス栽培を研究するなど、儲かる農業への転換を推し進めます。</p> <p>今後も、農業振興をはじめとする地域活性化の施策や市民生活に関するきめ細かな施策を進めていきます。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、農地と担い手を守り、「行動する農業委員会」として、様々な施策に取り組んでいただき、農業・農村の再生の原動力として活躍されることを期待しています。</p> <p>また、著しく移り変わる社会情勢の中、農業者の声を受け止める公的な代表機関として、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、農業委員会の今後ますますの御発展と、お集りの皆様の御健勝、御多幸を心からお祈りして、私の挨拶とします。</p>
渡部純三局長	<p>どうもありがとうございました。ここで御案内いたします。</p> <p>御来賓の松山市長野志克仁様におかれましては、次の公務のため御退席されま</p>

	<p>す。</p> <p>拍手でお送りください。</p> <p>〔一同拍手〕 〔来賓退席〕</p> <p>それでは、議案審議に入ります前に議長席を準備いたしますので、しばらくお待ちください。</p> <p>〔議長席を作る〕</p>
渡部純三局長	<p>お待たせいたしました。</p> <p>本日の総会の出席者は、過半数を超えていますので、会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、議案審議に入りますが、総会の議長は、総会会議規則第5条により会長が務めることになっておりますので、寺井会長に議長をお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局から説明がありましたとおり、規則によりまして私が議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事運営につきまして、御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、議事録署名人の指名でございますが、慣例によりまして議長の方で指名をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは議事録署名人として、湯山地区の清水憲治委員と、道後地区の烏谷陽一郎委員の御両名を指名いたします。</p>

<p>住 田 英 俊 次 長</p>	<p>ただいまから議事に入ります。</p> <p>まず、(1)『令和3年度事業報告について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>『令和3年度 事業報告について』御説明させていただきます。</p> <p>1 ページをお開きください。</p> <p>なお、事業報告の資料として5ページから12ページに、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を添付していますので、参考に御覧いただきながら、お聞きください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行は、拡大縮小を繰り返しながら、未だ収まる気配はなく、感染拡大防止対策から軒並みイベントや飲食店の営業の自粛が行われ、利用自粛の気運の高まりなど、消費者の生活様式は、この2年の間に一変しました。</p> <p>外食消費の減少は、農産物の取引先及び出荷量の減少に直結し、昨今の米価の下落を例に、農業分野に様々な影響が出るなど農業経営の厳しさは、一段と増しています。</p> <p>また、委員活動においても、感染 拡大防止の観点から思うような取り組みができない年ではありましたが、こうした中、松山市農業委員会では、農地制度の適正な執行、農地の有効利用、担い手の確保・育成、耕作放棄地の発生防止・解消などの喫緊の課題解決に向けて取り組みを実施しました。</p> <p>令和3年度の具体的な活動実績の内容については、農林水産省からの通知「農地制度の適正な事務実施」に基づき、次のような点検・評価となっております。</p> <p>総会を適正に開催し、市のホームページや農業委員会だよりで農業委員会の活動に関する情報や各種制度に関する情報を掲載するなど、地域の農業者への周知に努めました。</p> <p>また、農地の利用集積は、1,896ヘクタールの集積を図り、うち新規として32.7ヘクタールの集積を図りました。</p> <p>認定農業者など担い手の育成・確保については、31経営体が新規参入し、農地面積16.6ヘクタールの取得となりました。</p> <p>前年度と同様に6月から10月にかけて実施した、農地の利用状況調査により遊休農地の把握を行い、適正に指導を行った結果、3.6ヘクタールの解消を図りました。</p> <p>違反転用への対応については、都市計画 担当部局などと連携し、0.56ヘクター</p>
--------------------	---

	<p>ルの違反解消を行いました。</p> <p>このほか、農家の老後の生活を支える農業者年金の加入推進や、「まつやま農業委員会だより」の発行、「全国農業新聞」の普及の拡大を通し、農業者への情報提供や各種制度の啓発に努めるとともに、農業会議開催の委員研修会に参加するなど、委員及び職員ともに資質の向上に努めました。</p> <p>なお、ただいま御説明しました事業報告に関する実績の数値等については、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」に掲載していますので、お時間のある時に改めて御確認ください。</p> <p>以上で、御説明を終わります。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>本件に関する御意見等はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、(2)『令和4年度事業計画(案)について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
住田英俊次長	<p>それでは、『令和4年度事業計画(案)』について御説明いたします。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>先程と同様に、事業計画の資料として19ページから21ページに、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を添付していますので、参考に御覧いただきながら、</p>

お聞きください。

また、個別に配付しております、御自身の地区名の入った「地区別資料」や、一緒に綴じております、「活動記録の書き方」と書いている、ピンクの色刷りの資料も、お手元に御用意していただき、お聞きください。

農業委員会組織を巡る情勢は、変動し続けております。皆様も御存知のとおり、先日の5月20日に、国会で「農地関連法」が成立したことから、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」では、市が「地域計画」の策定を行い、農業委員会で「目標地区の素案」の作成を行います。

これは、10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化するため、各地区の農地について一筆ごとに将来の意向を把握し、地域の農地の保有状況・利用状況が見える化した地図となります。

また、「中間管理事業の推進に関する法律の一部改正」では、目標地図を基にして農地所有者等に中間管理機構への利用権設定等を促すなど、中間管理を前提とした農地の集積を行うこととなり、「農地法の一部改正」では、下限面積の廃止などが盛り込まれるなど、農業委員会業務としては、大きな制度改革となっております。

また、「最適化活動の推進等」についても、国より新たなガイドラインが示され、今年度から、事業計画の中の「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の目標について、担当地区ごとに成果目標を設定することとなり、農業委員及び農地利用最適化推進委員お一人お一人についても、活動目標（活動日数）を設定することとなりました。

まずは、令和4年度の全体の事業計画について御説明させていただき、その後で、担当地区の「成果目標」や「活動目標及び活動記録簿の記入の方法」について、御説明させていただきます。

それでは、19ページを御覧ください。「令和4年度 最適化活動の目標の設定等」について御説明します。農業委員会の状況については割愛させていただいて、次の20ページをお開きください。

「2の最適化活動の目標」ですが、「1の最適化活動の成果目標の（1）農地の集積」については、昨年7月に改正しました、

松山市農業委員会の「農地等の利用適正化の推進に関する指針」に基づき、その下の目標②で、「今年度の新規集積面積」を21ヘクタールとし、「今年度末の集積率」41.8%を目標とします。

次に、その下の「（2）遊休農地の解消」については、目標②の「ア、既存遊休農地の解消」の枠にあります。

「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地」6ヘクタールに対し、その下の「緑区分遊休農地の解消の目標面積」として1ヘクタールを、一番下になりますが「イ、新規発生遊休農地の解消の目標」については、1ヘクタールとします。

次の21ページを御覧ください。「(3)新規参入の促進」については、その下の目標②で、2段目の枠にあります、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を1.3ヘクタールとし、次の、「2の最適化活動の活動目標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行なう日数目標」については、1人当たりの活動日数を、毎月8日とします。その下の「(2)活動強化月間の設定目標」の回数は1回とし、7月～9月までの3か月間を「遊休農地の解消」に向けた取り組みを強化し、利用状況調査の実施及び農地所有者への声掛けなどを行います。

その下の「(3)新規参入相談会への参加目標」は、地区審査などで、新規就農者への相談を行うなどとし、参加回数を1回とします。

以上が、活動全体の目標となります。

次に、今、説明させていただいた活動全体の目標を基にして、担当地区ごとの目標を設定しておりますので、御説明いたします。

それでは、個別に配付しております地区名の入った「地区別資料」を、御覧ください。

表紙を、めくっていただいて「令和4年度 推進委員等最適化活動の点検・評価」  
「別紙様式3」を御覧ください。

これは、担当地区ごとに作成し、皆様に個々にお渡ししています。この様式の下の方になりますが、「(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果」の「①成果目標の達成状況」で、表の「農地集積」、「遊休農地」、「新規参入」の黄色くマーカーしている所ですが、それぞれの担当地区の成果目標となっており、担当地区で該当する項目についてのみ、目標面積を記載しております。

「農地集積」、「新規参入」については、農地台帳の松山市全体の農地面積における、各地区の農地面積の占める割合を基にして、先程説明しました、「令和4年度の事業計画」の20ページにあります「農地の集積」の目標②の21ヘクタールや、21ページにあります「新規参入の促進」の目標②の1.3ヘクタールを、各地区の農地面積の占める割合で、割り戻した面積を地区の目標数値としています。

また、「遊休農地」については、昨年度の利用状況調査により判明した、担当地区の遊休農地について、その面積の5分の1を解消目標として、該当地区にのみ記載しています。

なお、「農地集積」、「遊休農地」、「新規参入」これら3項目の成果目標については、皆様の活動の結果がすぐに反映されるものではないと考えており、地域の特性、農業者個々の事情、都計法での農地の位置関係など事情も様々で、農地所有者の意向は常に流動的であり、農地の状況は一定ではないことから、担当地区の成果目標が達成に至らなくても、現在、国から何かしらのペナルティを受けることはありません。

そこで委員の皆様には、担当地区の目標達成にこだわることなく、柔軟に考えていただき、活動していただければと思います。

しかしながら、今回、国が最も重要視している点は、「令和4年度の事業計画」の21ページにある、「最適化活動の活動目標」に挙げる「日数目標」です。

国は、活動日数について8日から12日を標準としていることから、皆様には、毎月8日を目標とさせていただきます。

この8日以上活動日数を達成していただければ、担当地区での「成果目標」の目標面積が達成に至らなくても、点検・評価において、皆様一人一人の評価は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という良好な評語でもって、総会で報告されるとともに、次回改選時に委員選考の審査項目においても、同様に評価されることから、目標である「活動日数8日」については、達成していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、「地区別資料」をめくっていただきますと、右端に丸の印が、いくつか付いた、「推進委員等の評語」がありますので御覧ください。

先程、説明させていただいた委員の評価についてですが、真ん中の「表2」のところ、(1)の成果目標で丸の印が付いているところですが、ここの①～③までの項目で、成果目標が達成できなくても、計3点、次に、その下の(2)の活動日数目標で丸の印が付いているところでは、ここの①と②で、月8日の日数目標を達成すれば計12点で、先程の成果目標の3点と、この活動日数目標の12点を合計したら15点となり、次に、一番上の「表1」を見てください。評語で丸の印を付いているところですが、15点以上・20点未満の所となり、委員の評価は、良好となります。国が、いかに、活動日数を重視しているかが、お分かりいただけたと思います。

なお、活動の取り組みの記録については、先にお送りしています、オレンジ色の「農業委員会活動記録ノート」の活動記録簿を使用していただき、毎月8日以上の活動記録を記入したものを、ノートから切り離し、返信封筒にて農業委員会へ、毎月御提出をお願いします。

なお、先に提出された活動記録簿が、活動日数の8日に満たない方は、8日に

なるよう活動記録簿を追加して、御提出ください。

次に、「推進委員等の評語」の下に綴じております「活動項目一覧」を御覧ください。

大項目や中項目など、なにやら細々書いておりますが、詳しくは、その次に綴じております、ピンクの色刷りの「活動記録の書き方」を参考にいただければと思います。

分かりやすく言いますと、日々皆様が行っている「農地の見守り」や「仲間への声掛け」の活動で、例えば、普段の生活の中で、知り合いの農業者と挨拶を交わす機会が多々あると思います。それが道端であったり、地域の寄り合いであったり、色々な場面が想定されます。

このような機会をとらえ、立ち話し程度でもかまいません、後継ぎの話や、今後の農地の貸し借りの話やイノシシなどの鳥獣被害の話、遊休農地の話など情報収集をしていただいた内容や、相手から相談を受けた内容について記録していただくものです。

また、同じ内容で同じ農業者の方に、日を替えて、期間をおいて、再度、話をされたり、同じ農地について経過確認のため再度、現地確認をしていただいてもかまいません。

この積み重ねが農業者の意識を高めるとともに、皆様の活動日数の確保にも繋がりますのでお願いします。

なお、話す時間が1分、2分であったとしても、「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の推進」に関係するものであれば、その日の1日の活動となりますので記録をお願いします。

また、事務局との打ち合わせや情報共有、ただし総会への出席は含まれません。

又は、地域の寄り合いで話を取り上げてもらったり、会の終了後に参加者に少し話をしたとか、定期的に担当地区の農地の見回りをした、自分の圃場までの行き来で、農地の耕作状況などの確認などをしたなど、普段の何気ない行動が、活動に該当することとなりますので、こまめに記録をお願いします。

なお、担当地区をいくつか持たれている方は、活動記録簿に活動した地区名を記入して、御提出ください。

それでは、総会資料の17ページに戻ります。

その他の活動計画としては、農業者の老後の生活安定のための農業者年金への加入推進や、経営環境の整備を図る家族経営協定締結の推進を継続するとともに、色々な機会をとらえて農業者への意向の把握などを行い、活動内容については、本市のホームページや農業委員会だよりなどを活用して市民へ情報提供を行います。

	<p>す。</p> <p>また、農業委委員会が取り組む主要事業としまして、9項目を挙げております。23ページに掲載しておりますので、御覧ください。</p> <p>一つ目は、「人・農地プランの実質化の推進」で、現在40地区において実質化が終わっており、今年度は2地区について予定しております。</p> <p>二つ目の「農地流動化関係事業」、三つ目の「農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施」、四つ目の「農業者年金業務受託事業」、五つ目の「各種施策等の情報の周知及び啓発活動の推進」、六つ目の「納税猶予に係る相続税額の免除に対する適正な対応」、七つ目の「農家台帳システムのデータ整備」、八つ目の「農地法に基づく許可業務の厳正・適正な運用」、九つ目の「研修活動の充実」となっております。</p> <p>なお、説明させていただいた、事業報告の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び事業計画の「令和4年度最適化活動の目標の設定等」については、本日の総会で御承認いただいた後、市のホームページに掲載いたしまして、国へ報告を行う予定でございます。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>本件に関する御意見等はございませんか。</p>
高橋定行推進委員	<p>活動記録簿なんですけど、活動日数8日以上という事ですけど、どういう品種がいかと言う相談でもいいですか。</p>
住田英俊次長	<p>農地の集積、後継者育成、遊休農地の解消に対する報告と記録になります。</p> <p>日々の活動の中で農地が荒れているのに気づいたという様な場合であっても活動となりますので記録していただければと思います。</p>
寺井克之会長	<p>他にございませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔意見等なし〕</p> <p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案どおり承認されました。</p> <p>つきましては、お手元の「議案書」議題2の『令和4年度事業計画(案)』の(案)の部分を、削除していただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、続きまして『その他』として、事務局から何点か報告と連絡がございます。</p> <p>事務局お願いします。</p>
<p>住田英俊次長</p>	<p>それでは、「①農業委員への女性登用の推進について」を御説明いたします。</p> <p>29ページを御覧ください。</p> <p>また、一枚物の色刷りの資料「あなたも農業委員又は農地利用最適化推進委員になりませんか！」と書いたリーフレットも、お手元に御用意ください。</p> <p>次に、29ページ～32ページを御覧ください。</p> <p>令和2年に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年度までに農業委員に占める女性の割合を、30%になるよう示されていることから、県は、目標として農業委員及び農地利用最適化推進委員における女性の登用について複数の登用とし、次回の改選において松山市農業委員会では、女性2名が目標となっています。</p> <p>このことから、農業委員会としては、女性認定農業者へ皆様のお手元にあります「リーフレット」の送付や女性の集まる会での啓発、農業者が組織する団体、その他関係者に対し、農業委員等の候補者となり得る女性への啓発など依頼を行いますので、委員の皆様におかれましても、女性登用への御理解と、登用に向けた推進活動への御協力をお願いします。</p> <p>なお、お手元の一枚物の色刷りの「リーフレット」については、枚数の追加要</p>

望がありましたら事務局へ御連絡いただきたいと思います。

また、農林水産省の「女性登用の取組事例と推進ポイント」と書いた資料ですが、農業委員会の所を抜粋しておりますので、後で御確認いただけたらと思います。

次に、33 ページを御覧ください。

「②農地の利用状況調査について」御説明いたします。

35 ページをお開きください。

令和3年度から利用状況調査と荒廃農地調査が統合され、該当する農地は、1号遊休農地として取り扱われるようになりました。

1号遊休農地は荒廃状況により、緑区分と黄色区分の二つに区分されております。

なお、令和3年度の「利用意向調査」の結果 5.6 ヘクタールが緑区分となっております。

緑区分とは、農地として利用されておらず荒廃度が低い（トラクター等の耕起ですぐに利用可能）や、一年生又は多年生の雑草が繁茂している。1メートル未満の低木が数本程度生えているなどの農地となります。

一方、黄色区分は、農地として利用されておらず荒廃度が中度（トラクター等の耕起ですぐに利用できないが利用可能）又は、人の背丈以上に生育した雑木があるなどの農地となります。

今年度も昨年と同様の内容で、7月～9月の間で利用状況調査の実施を予定しております。

調査日時については、事務局職員から各委員に、別途事前調整をさせていただきます。

なお、農繁期にあたりますが、御同行、御確認いただきますようお願いいたします。

次に、該当する地区の皆様だけに個別にお配りしている資料があります。

「令和3年度分 利用意向調査結果の送付について」を、該当する委員については、お手元に御用意ください。

今年度、利用状況調査を行う農地は、この利用意向調査を送った農地と、市民から苦情を受けた有害草の農地になります。

なお、「利用意向調査結果」については、内容を確認していただき、「意向調査表」の未提出者への連絡や、該当農地についての状況確認等、今後の皆様の活動に活用していただきますようお願いいたします。

また、これらの取り組みについては、委員の「活動目標」にある「活動日数」となりますので、活動記録簿への記録をお願いします。

次に、③松山市農業施策に関する意見への回答について、御説明いたします。

37 ページを御覧ください。

令和4年4月19日に「松山市農業施策に関する意見について」、市から回答がありましたので、御報告いたします。

39 ページからを御覧ください。

意見書については、昨年8月31日に、松山市に対して提出したものです。なお、回答の内容について、一部抜粋して御報告します。

「耕作放棄地の発生防止と解消について」は、農道・水路の整備は、土地改良区とも連携し予算の範囲内で順次支援していくことや、農地の管理に伴う作業受託について相談があった場合は相談者と面会を行うほか、地域として遊休農地の解消に取り組む場合に「最適土地利用対策事業」による費用を地域に助成するとともに、本事業に取り組めるよう支援したいとしています。

「有害鳥獣対策の強化について」は、集落の環境整備として愛媛大学や関係機関と連携し、令和2年度から「鳥獣に強い集落づくり活動支援事業」を実施し、伊台実川地区、湯山宿野地区で動物駆逐花火を用いたサルの追い払い活動の成果を活用し、より広い範囲で地域の実情に応じた被害防止対策を進めるとし、捕獲鳥獣の食肉の利活用としては、令和3年度から松山市、今治市、西予市、愛南町と獣肉加工業者などの関係機関で「愛媛ジビエコンソーシアム」を設立し、民間活力を活用した捕獲鳥獣の有効活用の取り組みを、行っているとのことでした。

「担い手の確保、育成と就農対策について」は、新規就農者の確保と営農の定着のため、農業次世代人材投資事業を継続するとともに、「次世代農業者サポート事業」の終了により、新たに「担い手総合支援事業」にて同様の支援を行い、就農相談の充実など、新規就農者の就農状況の把握や指導に努めたいと考えているとのことでした。

また、「農業所得の向上と経営の安定について」は、農産物のPRに今年度から「ライブ・コマース」に取り組むとしており、生産者と消費者をライブ放送で直接つなぎ、両者でタイムリーなやり取りを行い、同時に他の視聴者にもPRを行うなど、新たな情報発信の形で地元産品の消費拡大につなげるとのことです。

なお、駆け足での説明となりましたが、後ほど御確認いただけたらと思います。次に、「④農業者年金制度改正について」を御説明いたします。

49 ページを御覧ください。

お手元に「農業者年金がさらに便利になります！」と書いたリーフレットを御用意ください。

次に、51 ページを御覧ください。

<p>船草康司副主幹</p>	<p>令和3年度の新規加入者の実績ですが、通常加入が11名、政策支援が5名の合計16名の方が加入されました。</p> <p>毎年、農業者年金基金より新規加入者の目標数が示され、令和3年度の松山市の目標は9名であったことから、目標を大幅に超える結果を出すことができました。</p> <p>これは、加入推進部長の委員さんをはじめとして、委員の皆様の日々の活動の、積み重ねの成果であり、これらにより、地域農業者の制度への理解が高まった結果だと考えられますことから、今後も引き続き推進活動について、よろしく願いします。</p> <p>それでは、お手元に御用意いただいた「リーフレット」を御覧ください。</p> <p>制度改正についてお話しします。</p> <p>改正一つ目のポイントですが、若い農業者が加入し易いように、35歳未満の方は、月額1万円の保険料から加入できるようになりました。</p> <p>ただし、政策支援加入の要件に該当しない方が対象となります。</p> <p>この制度は、令和4年1月1日から始まりました。</p> <p>二つ目は、農業者年金の受給開始時期ですが、老齢年金受給については、75歳未満まで繰り下げることが出来ます。</p> <p>この制度は、令和4年4月から始まりました。</p> <p>三つ目は、60歳以上65歳未満で、国民年金に任意加入者されている方は、その期間についても農業者年金に加入できます。</p> <p>この制度は、令和4年5月から始まりました。</p> <p>なお、改正点について簡単に説明させていただきましたが、残りの資料については、後で御確認いただけたらと思います。</p> <p>説明は、以上となりますが、あと一点、お願いがあります。</p> <p>返信用封筒のついた資料があると思いますが、委員視察研修のアンケートが添付されておりますので、御回答をいただきますよう願います。</p> <p>私からは以上ですが、引き続き⑤の農家住宅の取り扱いについて、担当より御説明させていただきます。</p> <p>昭和63年6月17日より都市計画法との整合性を鑑み、農地部会にて農家住宅の取り扱いを定めておりましたが、現在の農家の家族構成や相続のあり方等、社会情勢は大きく変わってきていることから、今後は下記のとおりに変更し、令和5年4月1日より運用を開始いたします。</p>
----------------	---

<p>伊賀上大輔副主幹</p>	<p>自己の所有かつ耕作農地が松山市に 10 アール以上あり、その農地を自分で耕作している者が住宅を建築する場合。</p> <p>但し、農地法第 3 条許可により、松山市で新たに農地を取得した場合は、農地法第 3 条の許可後又は所有権移転登記後 1 年間は適正に耕作した後でなければ申請できないものとする。</p> <p>次の各項目のすべてに該当する場合。(後継者住宅の場合)。</p> <p>ア. 10 アール以上の農地を所有かつ耕作する者と同居する世帯員で推定相続人の 1 人である者(但し他の推定相続人全員から申請者が後継者である旨の承諾書を添付する事)。</p> <p>イ. 同居世帯員となった日(住民票の届出日)から 1 年以上経過し、年間を通じて農作業に従事しており、将来も従事することが確実なもの。</p> <p>ウ. 10 アール以上の農地を所有かつ耕作する者の後継者となる者であり、なおかつ農業を継ぐことが確定しているもの。</p> <p>親(10 アール以上の農地を所有かつ耕作している者)と推定相続人の 1 人であり、後継者である者(申請時、別居を含む)が同居するため、共同で住宅を建築する場合。</p> <p>(但し他の推定相続人全員から申請者が後継者である旨の承諾書を添付する事)なお、農業者及び後継者が夫婦共有で農家住宅・後継者住宅を建築する場合は建物持分が共有であること。(持分割合までは問わない)。</p> <p>10 アール以上の耕作面積については、転用面積を除くものとする。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、令和 4 年度の農地法第 3 条の下限面積の別段面積につきまして御報告させていただきます。</p> <p>下限面積の別段面積とは、農地法第 3 条許可申請をする場合の許可後において一定以上の耕作面積に達しなくてはならない面積のことです。</p> <p>また、農林水産省経営局長通知により、農業委員会は毎年、別段面積の設定又は修正の必要性について検討することとなっております。</p> <p>先ほど開催されました役員会におきまして、下限面積の別段面積につきまして御審議いただきました。</p> <p>50 アールから 30 アールに変更して 8 年経過いたしました。農地の流動化や、新規農業者の育成、農業者の負担軽減に一定の効果もあり、また、県下の他市町及び近隣市町とのバランスも考慮し、今年度も前年度と同様に下限面積は 30 アー</p>
-----------------	---

	<p>ルに決定いたしましたので、御報告いたします。</p> <p>なお、御参考までに、役員会で使用いたしました別段面積の検討資料をお配りしておりますので、まずは資料の1枚目を御覧ください。</p> <p>農地法施行規則の抜粋で、別段面積を設定する際の基準が示されております。続きまして、資料の2枚目を御覧ください。</p> <p>左上の表1「令和3年度の表」を御覧ください。</p> <p>この表は別段面積が50アールの場合、許可できなかった人数を示しています。表の枠の下に記載しておりますが、別段面積が50アールの場合、令和3年度は新規農業者が7人だったということになります。</p> <p>別段面積を30アールにすることで、更に29の方が、新規農業者として新たに農業に従事することが出来たということです。</p> <p>右上の表2は農地法第3条許可申請の件数です。</p> <p>直近3年間では、毎年度、約170件前後の申請を御審議いただいております。</p> <p>下の表3は、別段面積未満の世帯数が全世帯数の40%を下回っていないことを示しております。</p> <p>続きまして、資料の3枚目を御覧ください。</p> <p>この資料は愛媛県農業会議が作成したもので、愛媛県内20市町の別段面積をまとめたものですが、別段面積を30アールに設定している市町が一番多くなっております。</p> <p>別段面積の説明は以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>委員の皆様、何か御意見、御質問はございませんか。</p>
平岡量二委員	<p>空き家の中に農地が3アールとか5アールとかある場合、空き家対策が難しい中で、今後、農業委員会としてはどういう考えを持っているかお伺いしたい。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>松山市としては、今のところ空き家対策については考えておりません。</p>
平岡量二委員	<p>遊休農地を減らすと言う意味では、空き家対策の問題もあると思いますので、</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>関係各課と連携を取ってほしい。</p> <p>農業委員会だけの問題ではないと思いますので、関係各課とも協議して参りたいと思います。</p> <p>他に、何か御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、以上で松山市農業委員会総会における議事を終了します。</p> <p>引き続き農業委員互助会総会に入ります。</p> <p>『令和3年度農業委員互助会の会計報告について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>住田英俊次長</p>	<p>令和3年度 農業委員会松山市互助会会計の決算を御報告いたします。</p> <p>まず、収入の部につきまして、会費は、毎月委員報酬から2,000円徴収させていただいております。</p> <p>金額については、113万円、雑入につきましては、10円、令和2年度からの繰越金が75万8,034円、合計188万8,044円となっています。</p> <p>続きまして、支出の部につきまして、交際費は、4万円。合計が4万円となっています。</p> <p>以上、令和3年度の収入額は、188万8,044円、令和3年度の支出額は、4万円よって、令和4年度への繰越額は、184万8,044円となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、続きまして、監事の青井委員から会計監査の結果報告をお願いいたします。</p>
<p>青井和子委員</p>	<p>それでは、監査報告をさせていただきます。</p>

	<p>令和4年5月10日農業委員会事務局におきまして、令和3年度農業委員互助会の決算の監査を行いました結果、その使途及び帳簿並びに証拠書類の全てが適切に処理されていたことを確認しましたので報告します。</p> <p>以上です。</p>
寺井克之会長	<p>以上で会計報告及び監事からの監査報告が終わりました。</p> <p>本件に関する御意見等はございませんか。</p> <p>〔意見等なし〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件につきまして御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>御異議なしと認め、本件は、原案どおり承認いたします。</p> <p>以上で、議案書記載の議案についての審議は全て終了いたしました。</p> <p>長時間にわたり御審議をいただき、また、速やかな議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。</p> <p>これにて、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>〔会長退席〕</p>
渡部純三局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、池田友邦会長代理者が御挨拶申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>皆様、どうもお疲れ様でした。</p>

渡部純三局長	<p>本日は、御参集いただきましてありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第 221 回松山市農業委員会総会と農業委員互助会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>お気をつけてお帰りください。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>皆様、御起立をお願いします。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後 3 時 35 分閉会</p>
--------	--